

鴻巣市告示第5号

鴻巣市運賃協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年1月11日

鴻巣市長 並 木 正 年

鴻巣市運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、路線等に係る運賃等について協議するため、鴻巣市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、路線等に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 当該路線等に係る運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民を代表する者として市長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、鴻巣市地域公共交通会議設置要綱（平成19年鴻巣市告示第143号）第4条の委員の任期と同一とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第1号に掲げる委員をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開する。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(謝礼)

第7条 委員への謝礼は、1回の会議につき5,000円とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

(協議結果)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。